

## 2020年度事業計画

### I 基本方針

#### 1 福祉サービス第三者評価事業をめぐる動向

福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という）は、ここ数年、各種別の評価基準ガイドラインの見直しが進められてきたが、2018年3月26日には「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（厚生労働省）が改正された。それは規制改革実施計画（2017年6月9日閣議決定）での指摘などを背景に、評価の質の向上と受審促進を図るための見直しであったが、同指針の改正以降は、それを受けた都道府県での取組み強化が期待されているところである。

しかし、救護施設関係者による受審促進の取組みなどはあるものの、受審義務のある社会的養護関係施設を除き、受審が努力義務化された保育所を含め、全国的に受審は進んでいない。また、評価機関および評価調査者の質の向上も引き続き大きな課題となっている。

第三者評価事業は創設から約20年が経過するなかで、本来の目的であるサービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択の役割をどの程度に果たしているのか、が問われている。

#### 2 私たちの取組み方針

私たちは、上記の課題認識に基づき、評価調査者の資質の向上を図るとともに、第三者評価事業の改善の方向性を検討し、評価活動の健全な発展に寄与していく。

具体的には、関係機関との連携を深めながら、調査研究による第三者評価事業に関する課題の整理と改善策の提言、研修実施や講師派遣等による評価調査者の資質向上などに積極的に取り組んでいく。また、会員の確保と相互交流による組織基盤の強化を図っていく。

### II 事業活動（定款の定めに基づく整理）

#### 1 評価調査者の研修事業（定款第4条の1）

評価調査者の資質の向上を図るため、次のとおり研修会を実施する。

##### (1) 開催地域

全国2地域程度で開催

##### (2) 内容

「福祉サービス利用者の権利擁護」（仮）、実践報告など

- 2 第三者評価に関する調査研究（定款第4条の2）
  - (1) テーマ  
福祉サービスの第三者評価のあり方に関する調査研究
  - (2) 内容  
第三者評価事業が、実際に個々の事業所のサービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択に資する実態になっているのかどうか、について課題を整理するとともに改善策を提言する。
- 3 調査評価者のための全国研究大会（定款第4条の3）  
評価調査者が相互に知見を発表する場としての全国研究大会を開催する。
- 4 講師の派遣（定款第4条の4）  
全国社会福祉協議会及び都道府県推進組織等が実施する研修に対し、積極的に講師を派遣する。
- 5 会員相互の学び、交流（定款第4条の5）  
ホームページを充実させるとともにEメールによる計画的な情報発信を行う（事業活動報告、関係機関の情報の提供など）。
- 6 関係機関との連携（定款第4条の6）  
厚生労働省、全国社会福祉協議会、都道府県推進組織等との連携・協力を進める（意見交換等の実施、委員会委員就任、研修講師など）。
- 7 そのほか、本会の目的に沿った事業（定款第4条の7）  
上記のほか、本会の目的に沿って以下の事業を実施する。
  - (1) 指導者（講師候補者）の開拓と育成（名簿更新・研修実施）
  - (2) パンフレット作成による本会の諸事業の周知（都道府県推進組織など）

### Ⅲ 組織活動

- 1 会員  
パンフレット配布の徹底等による会員加入促進（事務局との情報共有）  
（目標100人・2020年3月31日現在の会員数86人）
  - ・ 主催研修
  - ・ 依頼に基づき行う講義（都道府県など）

## 2 定時総会

2020年6月27日 午後1時30分 東京都内

## 3 理事会

本会の適切な事業運営及び予算執行を行うため適宜理事会を開催する（年4回程度）。

第1回 4月18日（土） 午後1時30分

第2回 6月27日（日） 午前11時30分

第3回 （未定）

第4回 （未定）

## 4 委員会と担当理事（「Ⅱ事業活動」欄の再掲）

### （1）研修委員会

講師派遣、講師リスト作成、研修テキスト開発 など

### （2）企画委員会

調査研究の企画および実施、全国研究大会の企画および実施 など

### （3）渉外委員会

ホームページの作成および活用、広報活動 など

## 5 事務局

事務局を特定非営利活動法人メイアイヘルプユー内に設置し、職員を配置する。なお、事務局は次の業務を担う。

（1）会員の管理及び会費の管理

（2）パンフレットの作成、ホームページの運営

（3）各種事業にかかる実務

（4）会計業務

（5）担当理事、委員会のフォロー（進捗状況の把握など）

（6）諸規程の整備

## 6 組織体制

組織体制は以下のとおりとする。

[全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会：組織図]

